

7. 地方公共団体向け国庫補助負担金改革(事業別主要項目)

① 治水・海岸

《重点化・スリム化》

- ・ 河川・砂防等の補助事業については、深刻度の高い被害に対する緊急対策を効率的に推進するため、土地利用・ソフト一体型の水害・土砂災害対策や床上浸水・土石流被害等の緊急軽減対策等に重点化。
- ・ ダム事業については、新規箇所を厳選。
- ・ 海岸の補助事業については、地震防災対策強化地域等における緊急津波・高潮対策へ重点化し、小規模事業等を抑制。
- ・ 小規模な補助金である砂防環境整備事業、公有地造成護岸等整備統合補助事業を廃止。
- ・ 海岸保全施設補修統合補助事業及び局部改良事業については、平成18年度以降の新規採択を廃止。
- ・ 海岸環境整備事業費補助の採択基準を引上げ（9,000万円以上→1億円以上）。
- ・ 高潮対策事業及び侵食対策事業について、市町村事業に係る採択基準を引上げ（8,000万円以上→9,000万円以上）。

② 道 路

《重点化・スリム化》

- ・ 道路整備に対する補助事業は、原則として空港・港湾アクセス道路など重要なネットワークを形成する事業や交通安全対策、沿道環境対策など国家的見地から支援が必要な事業に重点化することにより、抑制。
- ・ 補助国道の共同溝事業に係る採択基準を引上げ（1.5億円→5億円）。
- ・ 地方道事業費補助のうち道路補修事業を廃止。^(注1)
- ・ 住宅宅地供給を促進する必要がある地域における街路事業の採択基準を引上げ（5億円→7.5億円）。

《交付金化》

- ・ 道整備交付金〔地域再生基盤強化交付金〕を拡充。

③ 港 湾

《重点化・スリム化》

- ・ 中枢・中核国際港湾等以外の重要港湾について、効率的・効果的投資を更に促進するため、小規模な施設について、耐震強化岸壁のような防災・安全上必要な施設など特に重要なものを除き、新規採択を厳に抑制。

- ・地方港湾の補助事業を厳しく抑制。
- ・港湾施設改良費統合補助について、市町村管理に係る補助の採択基準を更に引上げ（7,000万円以上→8,000万円以上。平成19年度までに段階的に1億円へ引上げ）。^(注2)

《交付金化》

- ・港整備交付金〔地域再生基盤強化交付金〕を拡充。

④ 空 港

《重点化・スリム化》

- ・ゼネラル・アビエーション空港に係る補助制度について、平成18年度末をもって廃止。

⑤ 住宅・市街地

《税源移譲》

- ・公営住宅家賃収入補助を廃止・税源移譲。
- ・公営住宅等家賃対策補助を廃止・一部税源移譲。

《重点化・スリム化》

- ・都市再生推進事業費補助のうち次世代都市整備事業を廃止。

《交付金化》

- ・まちづくり交付金を拡充。
- ・地域住宅交付金を拡充。

⑥ 下 水 道

《重点化・スリム化》

- ・広域的な水質保全等の事業効果の大きい事業に重点化することにより、抑制。

《交付金化》

- ・汚水処理施設整備交付金〔地域再生基盤強化交付金〕を拡充。

⑦ 都市公園

《重点化・スリム化》

- ・防災上の必要性があるもの等を除き、都市公園に係る補助事業を抑制。
- ・都市公園整備事業（市町村）の単年度国費の下限を引上げ（1,000万円→1,500万円）。

(注1) 耐震補強など緊急を要する橋梁対策は災害防除事業で支援。

(注2) 統合を行った市町村管理港湾については、補助採択基準の下限を平成19年度までの間据え置き。